

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番12号

株式会社トーメンデバイス

代表取締役社長 妻 木 一 郎

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、この度の熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
（当日の受付時間は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z棟 30階 当社本社会議室
（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
- <株主提案（第4号議案から第14号議案まで）>
- 第4号議案 定款一部変更の件
 - 第5号議案 自己株式取得の件
 - 第6号議案 剰余金の処分の件

第7号議案	定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
第8号議案	独立取締役1名選任の件
第9号議案	定款一部変更の件（「伊藤レポート」株主資本利益率8%目標への対応に関する情報開示）
第10号議案	定款一部変更の件（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）
第11号議案	定款一部変更の件（1株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続した場合の情報開示）
第12号議案	定款一部変更の件（株主との対話に関する規定）
第13号議案	定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）
第14号議案	稲津雅弘取締役解任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

議決権行使書用紙において、各議案についての賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任することができます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）とともに以下の書面のいずれかの提出が必要となりますのでご了承ください。

- ① 委任された株主様の議決権行使書用紙
- ② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書
- ③ 委任された株主様のパスポート、運転免許書、若しくは各種健康保険証の写しその他の本人確認資料

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tomendevices.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、株主様ではないご同伴の方、お子様等、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tomendevices.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日は節電のため、会場の空調温度を高めに設定させていただきますのでご了承ください。これに伴い、当社は、夏の軽装「クールビズ」にてご対応させていただきますので、併せてご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催する予定ですので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の持ち直しなど緩やかな回復基調が続いておりますが、海外経済の減速や原油価格の下落などの影響で年明け以降の円高や株安など金融市場の不安定な動きで先行きの不透明感を強めつつ推移してきました。また、海外経済につきましては、米国が雇用状況の改善など堅調に景気拡大を続ける一方、中国など新興国で景気の減速感が強まり、全体としては緩やかな景気減速が続いております。

エレクトロニクス業界におきましては、業界全体をけん引してきたスマートフォン^①の成長が鈍化し、DRAMなど電子部品価格の下落もあり一転して厳しい環境になりました。

このような状況下、当社グループは、国内ではサーバー向けにDRAM、スマートフォン・タブレット向けに有機ELをそれぞれ拡販いたしました。また中国市場では、景気減速により全体的に需要が伸び悩む中、スマートフォン向けにCIS (CMOSイメージセンサ)、テレビ用液晶パネルの売上をそれぞれ伸ばしました。これらの結果、売上高は1,893億72百万円 (前年同期比10.2%増)、営業利益は19億7百万円 (前年同期比21.7%減)、経常利益は17億79百万円 (前年同期比5.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は11億77百万円 (前年同期比11.5%増) となりました。

売上高の品目別の概況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

品 目	第 24 期		第 25 期		前年同期比	
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	構成比	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	構成比	増減額	増減率
		%		%		%
メモリー	101,216	58.9	98,843	52.2	△2,373	△2.3
システムLSI	18,487	10.7	28,843	15.2	10,356	56.0
半導体 小計	119,703	69.6	127,686	67.4	7,983	6.7
液晶デバイス	28,363	16.5	39,160	20.7	10,798	38.1
その他	23,816	13.9	22,526	11.9	△1,290	△5.4
合 計	171,882	100.0	189,372	100.0	17,491	10.2

(メモリー半導体)

携帯電話（スマートフォン）向けにDRAM及びMCP、サーバー向けにDRAM及びSSDを拡販したものの、価格下落と需要減によりPC向けDRAMの売上が落ち込み、中国市場でのNAND FLASHの売上が伸び悩んだため、この分野の売上高は988億43百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

(システムLSI)

タブレット端末、液晶テレビ向けのDDI（ディスプレイドライバーIC）の売上が伸び悩んだものの、中国市場でスマートフォン向けCIS（CMOSイメージセンサ）の販売が大幅に伸びたため、この分野の売上高は288億43百万円（前年同期比56.0%増）となりました。

(液晶デバイス)

国内でモニター及びサイネージ向けの売上の維持に努めつつ、中国市場でテレビ、モニター向け液晶パネルの拡販を行ったため、この分野の売上高は391億60百万円（前年同期比38.1%増）となりました。

(その他)

価格競争の激化により、テレビ用バックライト向けLEDの売上が減少したものの、タブレット・スマートフォン用有機ELパネルの受注が増加したこともあり、この分野の売上高は225億26百万円（前年同期比5.4%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

設備投資等につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達状況

資金調達の機動性確保等を目的として平成26年9月25日に株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとして金融機関4行との間で総額100億円（期間3年間）のコミットメントライン設定契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「先端ニーズの未来を見据え、最新の情報でグローバルなパートナーシップを構築します」のもと、サムスン製半導体及び電子部品の販売に特化した事業展開を通じて、顧客に密着したきめ細かなサービスを提供し、顧客に満足していただくことを経営の基本方針としております。

当社グループは、国内外のお客様の多様なニーズに合わせ、性能・品質面で高い競争力を持つサムスン製半導体及び電子部品の取り扱いに特化した事業展開を行ってまいります。

日本国内のお客様については、既存事業の基盤強化を継続して行い、サーバー・ストレージや自動車など成長性・競争力の見込まれる分野に、最先端のDRAMやSSD（ソリッドステートドライブ）、有機ELパネル、LED（発光ダイオード）、DDI（ディスプレイドライバーIC）、CIS（CMOSイメージセンサー）などを加えたトータルソリューションの拡販に取り組んでまいります。

海外のお客様については、今後も成長の見込める新興国向けのモバイル端末やデジタル家電向けに最先端メモリーやCIS、液晶パネルなどの提案活動を強化すると共に、収益性・資金効率の改善・向上に取り組んでまいります。

また、海外子会社を含めたグループ全体でのリスクマネジメントの徹底や人材育成、連結業績管理のための社内インフラの整備など、グローバル化への対応を進めてまいります。

さらに、業務の効率化を徹底的に追求し、競争力のある体質を維持・強化した存在価値の高い半導体商社を目指すため、以下の課題に取り組んでまいります。

- ①サムスングループを中心にした取扱商品の幅を広げ、トータルソリューションの提案力を強化しお客様の満足度を高めるとともに、新規のお客様の開拓に取り組むこと。
- ②当社グループの海外拠点・物流機能を活用することにより、国内外でのサポート体制を強化すると共に、取扱商品についての有用情報をベース

にお客様の視点で最適なソリューションを提供し、さらなる関係強化・取引拡大を図ること。

- ③社員ひとりひとりが、外国語や貿易実務、商品・技術など業務に必要な能力や知識を高め、自ら考え行動できるよう人間力を磨き続けると共に、グローバルに通用する人材を育成すること。
- ④海外子会社を含めグループ全体で、リスクに対する役職員の意識・感度を高め素早く適切な対応を行い、的確にPDCAを実行することによって、徹底したリスクマネジメントを追求すること。
- ⑤企業の社会的責任の重要性を認識し、社員ひとりひとりが安全とコンプライアンスを常に意識しながらお客様の期待に応えるよう取り組むこと。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	第 23 期 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	第 24 期 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	第 25 期 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
売 上 高(百万円)	137,539	174,654	171,882	189,372
経 常 利 益(百万円)	1,954	1,867	1,681	1,779
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,191	1,051	1,056	1,177
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	175.20	154.61	155.33	173.14
総 資 産 (百万円)	43,617	51,228	54,603	56,656
純 資 産 (百万円)	22,690	23,563	24,637	25,485

- (注) 1. 第22期は、中国市場の開拓を目的として設立したATMD社が激しい価格競争を強いられたこともあり、前期比で減収減益となりました。
2. 第23期は、DRAM価格が強含みで推移し、日本国内では、消費税率引き上げ前の駆け込みとWindows XPのサポート終了によるPC買い替え需要により、また、中国子会社で現地メーカー向けにテレビ用液晶パネルの売上が伸びたことから増収となりました。ただし、債務不履行による未回収債権の発生等もあり、利益面では減益となりました。
3. 第23期より、ヘッジ会計に関する会計方針の変更をいたしました。これに伴い第22期については、遡及修正後の数値を記載しております。
4. 第25期(当連結会計年度)については、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

豊田通商株式会社は、当社の議決権株式の50.1%（内訳は、直接所有26.6%、間接所有23.5%）を所有する親会社であります。

当社は、株式会社トーメンエレクトロニクスとともに、豊田通商株式会社グループのエレクトロニクス事業部門の主要子会社に位置付けられております。親会社とは以下の取引があります。

関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期末残高
金 銭 の 預 入 ・ 役 員 の 兼 任 あり	金銭の預入	金 銭 預 入 (注 1 ・ 2)	4,371 預 け 金	4,371

(注1) 金銭の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

(注2) 金銭の預入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。

(注3) 親会社である豊田通商株式会社との金銭預入の取引に当たっては、上記のとおり、市場金利等に留意しております。また、同社との取引の金利が合理的な利率であるため、当社取締役会は当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ATMD (HONG KONG) LIMITED	百万USドル 10	% 96.1	半導体及び電子部品等の売買

(注) 当社は特定完全子会社を有していません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは半導体及び電子部品等の売買を主な事業としております。

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

①当社

本 社 東京都中央区
営 業 所 大阪、名古屋
支 店 シンガポール

②子会社

ATMD (HONG KONG) LIMITED（香港）

ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED（中国深圳）

ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED（中国上海）

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
116名	5名減

注. 使用人数は就業員数であり、当企業集団外から当企業集団への出向者3名を含んでおります。また、臨時雇員、嘱託及び当企業集団から当企業集団外への出向者は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名	3名減	40.2歳	9.8年

注. 使用人数は就業員数であり、他社から当社への出向者2名を含んでおります。また、臨時雇員、嘱託及び当社から他社への出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,352百万円
株式会社みずほ銀行	2,567
株式会社三井住友銀行	1,802
三井住友信託銀行株式会社	1,126

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社の配当方針は、株主の皆様へ連結業績に応じた利益還元を行うため、連結配当性向20～30%を目処としております。

内部留保につきましては、経営基盤の強化、事業拡大に伴う資金需要への充及び財務体質の強化に活用する考えです。

当社は、年1回の剰余金配当を期末配当として行うことを基本方針とし、剰余金の期末配当の決定機関は、株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため株主総会としております。

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,802,000株
- (3) 株主数 5,436名
- (4) 上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
豊田通商株式会社	1,811千株	26.6%
株式会社トーマンエレクトロニクス	1,599	23.5
日本サムスン株式会社	832	12.2
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	612	9.0
E I Z O 株式会社	105	1.6
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	67	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	65	1.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	51	0.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	51	0.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	32	0.5

注1. 持株比率は自己株式(438株)を控除して計算しております。

注2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成28年3月31日現在)

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
つま 妻 き 木 いち 一 ろう 郎	代 表 取 締 役 社 長 営 業 本 部 長	ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事 (会長) ITGマーケティング株式会社 取締役
こ 小 い 井 戸 の 信 お 夫	専 務 取 締 役	ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事 (副会長) ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED 董事長 ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED 董事長
そう 徐 ほん 弘 ぼむ 範	常 務 取 締 役 理 営 業 本 部 長 代	
まつ 松 もと 本 かず 和 ゆき 幸	常 務 取 締 部 役 管 理 本 部 長	ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事
まつ 松 だいら 平 そういちろう 惣 一郎	取 締 役	豊田通商株式会社 専務取締役 株式会社トーメンエレクトロニクス 取締役 エレマテック株式会社 取締役
あお 青 き 木 あつし 厚	取 締 役	豊田通商株式会社 執行役員 株式会社豊通エレクトロニクス 代表取締役社長 株式会社トーメンエレクトロニクス 取締役 エレマテック株式会社 取締役
かね 金 こ 子 もと 根 じ 千	社 外 取 締 役	日本サムスン株式会社 取締役
いな 稲 づ 津 まさ 雅 ひろ 弘	社 外 取 締 役	トヨタ自動車株式会社 電子技術 統括部 主査
おお 大 はた 昌 ゆたか 豊	常 勤 監 査 役	
ゆ 湯 やま 山 つとむ 勉	社 外 監 査 役	株式会社トーメンエレクトロニクス コーポレート本部 第一ユニット ERM部長
かん 神 お 尾 きよし 潔	社 外 監 査 役	

- (注) 1. 平成27年6月24日開催の第24回定時株主総会において、稲津 雅弘 氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役 松平 惣一郎 氏は上記以外に豊田通商株式会社グループ6社の役員を兼務しております。
3. 取締役 青木 厚 氏は上記以外に豊田通商株式会社グループ10社の役員を兼務しております。

4. 取締役 稲津 雅弘 氏及び監査役 神尾 潔 氏については、以下の理由から東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(稲津 雅弘 氏を独立役員に指定した理由)

同氏が勤務しているトヨタ自動車株式会社は、当社の親会社である豊田通商株式会社(持株比率は直間合せ50.1%)の主要株主(直間合せ22.1%)ですが、当社株式を直接保有しておらず特段大きな影響を有さないこと、及び、当社と異なる事業を営んでおり当社と取引関係を有さないことから、当社に対する独立性に影響を与えるものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと認識しております。

また同氏は、トヨタ自動車株式会社において長年勤務し、その業務を通して自動車市場及び技術に関する幅広い知見を有しているだけでなく、トヨタテクニカルディベロップメント株式会社においては役員として直接経営に携わり、企業経営に関する専門的な見識も有していることから、当社の経営上、有用な意見・助言が期待でき、かつ当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実することができると判断したため、同氏を独立役員として選任いたしました。

(神尾 潔 氏を独立役員に指定した理由)

同氏が勤務していたNECパーソナルプロダクツ株式会社(現NECパーソナルコンピュータ株式会社)は、主要な取引先には該当しないと認識しております。また、同社は、当社、豊田通商株式会社及び株式会社トーマンエレクトロニクス^{おかもへ}の意思決定に対する影響力は有しておりません。同氏と当社の間には監査役報酬のみであり、その金額は一般に公正妥当なものとして認められるものと認識しております。

また同氏は、当社の主要市場の一つであるPC事業の知識と経験が豊富であり、また役員経験もあることから、これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の社外監査役として反映していただくことを期待したため、同氏を独立役員として選任いたしました。

5. 監査役は、以下のとおり財務及び会計に関する知見を有しております。

(大島 豊 氏)

株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)において、審査部門に関する長年の経験と、また、当社においてはERM部長を務めた実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(湯山 勉 氏)

株式会社トーマンエレクトロニクス^{おかもへ}において、ERM部長を務めており、審査部門に関する経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(神尾 潔 氏)

NECパーソナルプロダクツ株式会社(現NECパーソナルコンピュータ株式会社)において、取締役としての会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役が法定の員数を欠くこととなる場合に備えるため、平成27年6月24日開催の第24回定時株主総会において補欠監査役として岡部 勝彦^{おかもへ} 氏が選任されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役(松平 惣一郎 氏、青木 厚 氏、金子 根千氏及び稲津 雅弘 氏)及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	4 名	64 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	18 (4)
合 計	6	82

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員から、無報酬の取締役4名（うち1名は平成27年6月24日開催の第24回定時株主総会の終結の時をもって退任）及び監査役1名を除いております。
3. 当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等はございません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第16回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月22日開催の第20回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
6. 当社は年次賞与、ストックオプション等の業績連動報酬はなく、また、退職慰労金制度を廃止しており、月例給与（固定報酬）のみとなっております。
7. 当社の役員報酬は、業績への貢献度に応じて支給基準を決定しております。また、役員持株会等を通じた当社株式の保有により、企業価値の向上をより意識した経営を促しております。個別の報酬額につきましては、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して取締役会において決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況
- 取締役 金子 根千 氏は、当社の大株主である日本サムスン株式会社の取締役を務めております。なお、当社は同社との間に、仕入れ等の取引関係があります。
 - 取締役 稲津 雅弘 氏は、トヨタ自動車株式会社 電子技術統括部 主査を務めております。同社は当社と取引関係は無く、当社株式も直接保有しておりません。

- ・監査役 湯山 勉 氏は、株式会社トーメンエレクトロニクスの第一ユニットERM部長を務めております。同社は当社の大株主であり、当社の親会社の子会社であります。同社は、当社とともに、豊田通商株式会社グループのエレクトロニクス事業部門の主要子会社に位置付けられており、当社がサムスングループの半導体及び電子部品の取り扱いに特化しているのに対し、同社はサムスングループ以外の外国系半導体メーカーの半導体及び電子部品を取り扱うことで棲み分けております。また、取引に際しては、市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っております。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

		活 動 状 況	
取締役	かね こし もと じ 金 子 根 千	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。社外役員としての客観的な観点より、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等の意見を述べております。	
取締役	いな づ まさ ひろ 稲 津 雅 弘	平成27年6月24日の取締役就任から開催された取締役会10回全てに出席いたしました。独立社外役員としての客観的な観点より、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等の意見を述べております。	
監査役	ゆ やま つとむ 湯 山 勉	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、取締役会においては、社外役員としての客観的な観点より、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等の意見を述べており、監査役会においては、各監査役からの監査結果報告等について、業務の有効性と効率性を確保する観点等より討議し、提言等の発言を行っております。	
監査役	かん お きよし 神 尾 潔	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、取締役会においては、独立社外役員としての客観的な観点より、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等の意見を述べており、監査役会においては、各監査役からの監査結果報告等について、業務の有効性と効率性を確保する観点等より討議し、提言等の発言を行っております。	

当社は、取締役会に上程される決議事項及び報告事項の全てにおいて、社外役員から質疑を受け、意見交換を実施しております。また、出席者全員が上程された議案について活発な意見交換をしております。

③ 社外役員の選任状況についての考え方及び独立性に関する基準又は方針の内容

当社の独立社外取締役の独立性判断基準は、会社法に定める社外取締役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準としており、当社が独立社外取締役に求める資質は以下のとおりとなります。

- ・誠実で、かつ当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見をを行うことができる人物。
- ・経営者としての経験、もしくはそれに代わる法律・業界等の豊富な専門知識を有する人物。

前述の考えに基づき、取締役 稲津 雅弘 氏及び監査役 神尾 潔 氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	55,891	流 動 負 債	30,851
現金及び預金	908	買 掛 金	16,065
受取手形及び売掛金	34,785	短 期 借 入 金	9,848
商 品	11,341	未 払 法 人 税 等	354
前 渡 金	3,824	賞 与 引 当 金	123
繰延税金資産	272	未 払 金	4,224
預 け 金	4,371	そ の 他	234
そ の 他	783	固 定 負 債	320
貸倒引当金	△397	退職給付に係る負債	283
固 定 資 産	765	そ の 他	36
有 形 固 定 資 産	56	負 債 合 計	31,171
建 物	38	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	0	株 主 資 本	24,854
そ の 他	18	資 本 金	2,054
無 形 固 定 資 産	18	資 本 剰 余 金	1,984
投資その他の資産	689	利 益 剰 余 金	20,817
投資有価証券	487	自 己 株 式	△0
繰延税金資産	58	その他の包括利益累計額	550
そ の 他	143	その他有価証券評価差額金	100
資 産 合 計	56,656	繰延ヘッジ損益	11
		為替換算調整勘定	438
		非 支 配 株 主 持 分	80
		純 資 産 合 計	25,485
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	56,656

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 平成27年4月1日）
（至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		189,372
売 上 原 価		185,111
売 上 総 利 益		4,261
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,354
営 業 利 益		1,907
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	10	
仕 入 割 引	151	
そ の 他	59	229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	125	
債 権 売 却 損	56	
支 払 手 数 料	17	
為 替 差 損	86	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	5	
そ の 他	64	356
経 常 利 益		1,779
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,779
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	705	
法 人 税 等 調 整 額	△119	586
当 期 純 利 益		1,193
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		15
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,177

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成27年 4月 1日）
（至 平成28年 3月 31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,054	1,984	19,911	△0	23,948
当期変動額					
剰余金の配当			△272		△272
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,177		1,177
自己株式の取得				－	－
連結範囲の変動				－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	905	－	905
当期末残高	2,054	1,984	20,817	△0	24,854

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	76	△46	588	618	70	24,637
当期変動額						
剰余金の配当						△272
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,177
自己株式の取得						－
連結範囲の変動						－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	58	△150	△68	10	△57
当期変動額合計	23	58	△150	△68	10	847
当期末残高	100	11	438	550	80	25,485

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,493	流動負債	20,537
現金及び預金	560	買掛金	15,489
受取手形	233	短期借入金	195
売掛金	22,193	未払金	4,148
商品	9,176	未払費用	77
前渡金	3	未払法人税等	354
前払費用	9	前受金	4
繰延税金資産	272	預り金	9
短期貸付金	5,958	賞与引当金	123
預け金	4,371	その他の	134
未収入金	302	固定負債	319
その他	429	退職給付引当金	283
貸倒引当金	△17	資産除去債務	36
固定資産	1,648	負債合計	20,856
有形固定資産	47	(純資産の部)	
建物	40	株主資本	24,172
車両運搬具	0	資本金	2,054
工具、器具及び備品	6	資本剰余金	1,984
無形固定資産	16	資本準備金	1,984
ソフトウェア	16	利益剰余金	20,135
その他	0	利益準備金	55
投資その他の資産	1,584	その他利益剰余金	20,080
投資有価証券	444	別途積立金	800
関係会社株式	939	繰越利益剰余金	19,280
関係会社出資金	35	自己株式	△0
繰延税金資産	62	評価・換算差額等	112
その他	114	その他有価証券評価差額金	100
投資損失引当金	△12	繰延ヘッジ損益	11
資産合計	45,141	純資産合計	24,285
		負債及び純資産合計	45,141

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 平成27年 4月 1日）
（至 平成28年 3月 31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		97,797
売 上 原 価		94,950
売 上 総 利 益		2,847
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,547
営 業 利 益		1,299
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	394	
仕 入 割 引	151	
そ の 他	75	633
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
債 権 売 却 損	56	
支 払 手 数 料	17	
為 替 差 損	113	
そ の 他	59	256
経 常 利 益		1,676
税 引 前 当 期 純 利 益		1,676
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	623	
法 人 税 等 調 整 額	△120	503
当 期 純 利 益		1,173

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金			利益剰余 金合計
当期首残高	2,054	1,984	1,984	55	800	18,379	19,234	△0	23,271
当期変動額									
剰余金の配当						△272	△272		△272
当期純利益						1,173	1,173		1,173
自己株式の取得								—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	901	901	—	901
当期末残高	2,054	1,984	1,984	55	800	19,280	20,135	△0	24,172

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	76	△46	30	23,302
当期変動額				
剰余金の配当				△272
当期純利益				1,173
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	58	81	81
当期変動額合計	23	58	81	982
当期末残高	100	11	112	24,285

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社トーメンデバイス

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 椎 野 泰 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 橋 佳 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーメンデバイスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーメンデバイス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社トーメンデバイス

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 椎 野 泰 輔 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 橋 佳 之 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーメンデバイスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月23日

株式会社トーメンデバイス 監査役会

常勤監査役 大 畠 豊 (印)

社外監査役 湯 山 勉 (印)

社外監査役 神 尾 潔 (印)

以 上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針については、各事業年度の連結業績に応じた利益還元を行うため、業績連動型の配当としております。連結配当性向は20～30%を目処とし、経済環境の変化や資金需要等を勘案して柔軟に対処する所存です。

また、内部留保につきましては、経営基盤の強化、事業拡大に伴う資金需要への充当及び財務体質の強化に活用する考えです。

この方針に基づき、第25期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は340,078,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つまき いちろう 妻 木 一郎 (昭和35年7月28日)	昭和58年4月 株式会社トーメン(現 豊田通商株式会社) 入社 平成15年4月 同社 電子情報部長 平成16年6月 当社 取締役 平成17年12月 上海虹日国際電子有限公司 総経理 平成22年4月 豊田通商株式会社 電子デバイス部 上級経営職 平成23年6月 当社 常務取締役 平成24年6月 当社 代表取締役社長 営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事(会長)	4,800株
2	こいど のぶ お夫 小井戸 信 夫 (昭和36年7月4日)	昭和60年4月 株式会社リョーサン入社 平成9年4月 当社 ホンコン支店長 平成19年6月 当社 取締役 平成20年6月 当社 常務取締役 平成22年6月 当社 専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) ATMD (HONG KONG) LIMITED 取締役副会長 ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED 董事長 ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED 董事長	8,800株
3	そう ほん ぼむ 徐 弘 範 (昭和36年10月16日)	昭和61年1月 SAMSUNG C&T CORPORATION CO., LTD. 入社 平成13年4月 SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD. 液晶Marketing Team部長 平成21年1月 同社 常務 平成24年3月 当社 顧問 平成24年4月 当社 営業本部副本部長 LCD営業部長 平成24年6月 当社 常務取締役 営業本部長代理(現任)	100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	まつもと かずゆき 松本和幸 (昭和31年6月11日)	昭和55年4月 株式会社トーマン(現 豊田通商株式会社)入社 平成16年4月 同社 主計部長 平成18年4月 豊田通商株式会社 内部統制推進部長 平成23年4月 当社 経理部長 平成23年6月 当社 取締役 平成25年6月 当社 常務取締役 管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事	500株
5	あおき あつし 青木厚 (昭和36年6月6日)	昭和59年4月 豊田通商株式会社入社 平成21年4月 株式会社豊通エレクトロニクス 専務取締役(出向) 平成22年4月 同社 代表取締役専務(出向) 平成23年10月 同社 代表取締役(出向) 平成26年4月 豊田通商株式会社 電子統括部部长 平成27年4月 同社 執行役員(現任) 株式会社豊通エレクトロニクス 代表取締役社長(現任) 平成27年6月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社 執行役員 株式会社豊通エレクトロニクス 代表取締役社長 株式会社トーマンエレクトロニクス 取締役 エレマテック株式会社 取締役	0株
6	まつぎき えいじ 松崎英治 (昭和43年11月9日)	平成3年4月 豊田通商株式会社入社 平成17年6月 Toyota Tsusho Electronics (Thailand) Co. Ltd 社長(出向) 平成24年4月 豊田通商株式会社 電子事業統括部長 平成26年6月 株式会社トーマンエレクトロニクス 執行役員(出向・現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トーマンエレクトロニクス 執行役員	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	いなづま ひろ 稲津 雅弘 (昭和29年6月7日)	昭和54年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社) 入社 平成11年1月 トヨタ自動車株式会社 第1電子技術部電子実験室室長 平成16年1月 同社 EHV技術部主査 平成20年6月 同社 HV電池ユニット開発部部长 平成23年6月 トヨタテクニカルディベロップメント株式会社 取締役 平成24年6月 同社 常務取締役 平成26年6月 同社 専務取締役 平成27年6月 当社 取締役(現任)、トヨタ自動車株式会社 電子技術部 主査 平成28年4月 トヨタ自動車株式会社 パワーエレクトロニクス開発部 担当部長(現任)	0株
8	ほんだ あつこ 本田 敦子 (昭和44年12月10日)	平成4年10月 司法試験合格 平成5年4月 司法研修所入所 平成7年3月 同所修了 平成7年4月 判事補任官(京都地方裁判所) 平成9年4月 東京法務局 訟務部 部付検事 平成11年4月 東京地方裁判所 平成12年4月 浦和(現・さいたま)地方裁判所 平成15年4月 東京家庭・地方裁判所八王子支部(現 立川支部) 平成17年4月 判事任官(福岡家庭裁判所) 平成17年8月 依願退官 平成22年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 安西法律事務所入所 平成28年4月 民事調停委員(東京簡易裁判所所属)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松崎 英治 氏及び本田 敦子 氏は新任の取締役候補者であります。同氏以外の6名はいずれも再任の取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 妻木 一郎 氏、松本 和幸 氏、青木 厚 氏及び松崎 英治 氏の過去5年間及び現在の当社親会社である豊田通商株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者の稲津 雅弘 氏及び本田 敦子 氏は、社外取締役候補者であります。
5. 再任の社外取締役候補者の本定時株主総会終了までの就任年数は、稲津 雅弘 氏が1年であります。

6. 妻木 一郎 氏、小井戸 信夫 氏、徐 弘範 氏、松本 和幸 氏、青木 厚 氏及び松崎 英治 氏を取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
 - (妻木 一郎 氏)
半導体業界の豊富な職務経験と企業経営の知見を有しているため
 - (小井戸 信夫 氏)
半導体業界の豊富な職務経験と企業経営の知見を有しているため
 - (徐 弘範 氏)
半導体業界の豊富な職務経験と企業経営の知見を有しているため
 - (松本 和幸 氏)
経理財務をはじめコーポレート全般に豊富な経験と深い知見を有しているため
 - (青木 厚 氏)
自動車・半導体業界の豊富な職務経験と企業経営の知見を有しているため
 - (松崎 英治 氏)
自動車・半導体業界の豊富な職務経験と企業経営の知見を有しているため
7. 稲津 雅弘 氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

同氏は、トヨタ自動車株式会社において長年勤務し、その業務を通して自動車市場及び技術に関する幅広い知見を有しているだけでなく、トヨタテクニカルディベロップメント株式会社においては役員として直接経営に携わり、企業経営に関する専門的な見識も有していることから、当社の経営上、有用な意見・助言が期待でき、かつ当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実することができると判断いたします。
8. 本田 敦子 氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

同氏は、長年にわたる裁判官及び弁護士としての職歴を通じて、法律、特に労務管理に関する専門知識に基づき、社外取締役として、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任をお願いするものであります。
9. 本議案が承認可決され、稲津 雅弘 氏及び本田 敦子 氏が就任した場合、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
10. 松崎 英治 氏及び本田 敦子 氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、青木 厚 氏及び稲津 雅弘 氏とは締結済みであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 湯山 勉 氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やま だ じゅん 山 田 順 (昭和27年6月12日)	昭和50年10月 公認会計士第2次試験合格、扶桑監査法人（後合併により中央新光監査法人、社名変更により中央監査法人、みずぎ監査法人）入所 昭和54年8月 公認会計士第3次試験合格、公認会計士登録 昭和57年11月 Ernst & Whinney (現Ernst & Young)オーストラリア・シドニー事務所出向 平成9年8月 中央監査法人（後のみずぎ監査法人）代表社員就任 平成19年8月 あずさ監査法人代表社員就任 平成22年7月 日本公認会計士協会理事、日本公認会計士協会東海会副会長 平成26年7月 山田順公認会計士事務所所長	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田 順 氏は新任の監査役候補者であります。
3. 監査役候補者の山田 順 氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 山田 順 氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務及び会計に関する専門知識に基づき、社外監査役として、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任をお願いするものであります。
5. 山田 順 氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

＜株主提案（第4号議案から第14号議案まで）＞

第4号議案から第14号議案までの議案は株主3名からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（3名）の議決権数は、363個（0.53%）です。

取締役会としては、後述のとおり**いずれの株主提案にも反対**いたします。

以下の議案の要領及び提案の理由につきましては、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第4号議案 定款一部変更の件

議案の要領 「当社は、一株純資産を下回る価格を基準とする当社株式の公開買付けに対し、賛同及び応募推奨をしてはならない。」という条項を、定款に記載する。

提案の理由 そもそも株式は、会社の割合的持ち分であり、その価値の下限は、端的には純資産である。特に、支配株主が存在する場合、親会社の意向でいつでも収奪が可能なことから、市場価格は、株式の本来の価値である一株純資産を下回って推移することが多い。しかしこれは、支配株主の存在故に市場価格が低いのであり、会社の本来の価値を表すものではない。市場価格を引き下げている支配株主が、市場価格の低いことを奇貨とし、一株純資産以下の価格で株式を収奪することは、許されないというべきである。取締役会は、買収等が不可避である場合には、少数株主のために価格を引き上げるべきであるから、少なくとも一株純資産を下回る価格での公開買付けに対しては賛同及び応募推奨すべきでない。

【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

会社定款は、会社の基本的な方針を定めるものであり、定款で将来の不確定な事象に関する規定を設けることは、適切ではないと考えており、**本提案に反対**いたします。

第5号議案 自己株式取得の件

議案の要領 本株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数263,000株、取得価額の総額5億円（ただし、分配可能額の範囲内）を限度として、金銭の交付を持って取得することとする。

提案の理由 当社は、一株純資産以下の株価が続いており、このような状況下での自社株式取得は一株当たりの純利益、純資産ともに上昇させることが可能となり、非常に合理的である。企業価値を向上させるため、利益の一部を自己株式取得に使用し、株主に還元すべきである。

【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

自社株式取得については、そのアナウンス効果等により、株価を押し上げる可能性を否定しませんが、適正株価の形成において、当社のコントロールが及ばない市場環境の変動等による影響が大きいことや将来にわたる事業拡大のための投資や資本政策等も十分勘案のうえ、検討すべき選択肢の一つと認識しております。

従い、現時点では適正株価の形成において、自社株式取得が必ずしも最適であるとは考えていないため、**本提案に反対**いたします。

当社としては、本業の業績を上げることや安定配当により、株主様の負託に応えていく所存であります。

第6号議案 剰余金の処分の件

議案の要領 第25期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）に係る期末配当については、以下のとおりとする。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及び総額
当社普通株式1株につき金80円（配当総額544,124,960円）
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

提案の理由 当社の売上、及び利益は減少傾向にあり、過去の業績からは更なる発展が期待しがたい状況となっている。当社の連結配当性向は20～30%程度であり、今後、当社の利益成長につながる事業投資ができないのであれば、利益の70～80%を内部留保に回すのは不合理であり、利益の50%以上を配当に回すことが妥当である。平成28年3月期 第3四半期決算短信によると、一株当たりの予想当期純利益は161.73円となっているため、その50%に相当する80円を配当金に回すべきである。

【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

内部留保につきましては、経営基盤の強化、事業拡大に伴う資金需要への充當及び財務体質の強化に活用する考えであり、その考えに基づき、当社は約4年前に、香港に中国市場の開拓を目的に合弁会社ATMD社を立ち上げました。これからも当社グループないし半導体商社を取り巻く環境は更に厳しくなり、今後、このような合弁会社の設立やM&Aを行う可能性もあり、配当と内部留保とのバランスを考慮すると、連結配当性向30%程度が同業他社と比べても妥当と考えており、中長期的な視点で考えた場合、本株主提案は必ずしも資本政策上も最適ではないため、**本提案に反対いたします。**

第7号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

議案の要領 「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、執行役と取締役の報酬については、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由 個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.47%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

当社は、役員報酬等の総額及び人数につきましては、適用法令に則り事業報告において適正に開示しており、定款に取締役及び執行役の報酬の個別開示に関する規定を設ける必要はないと考えており、**本提案に反対**いたします。

第8号議案 独立取締役1名選任の件

議案の要領 江間賢二氏を、当社の独立社外取締役に選任する。

提案の理由 当社の事業は、一定の優位性を持っているが、一株あたり純資産を大幅に下回る株価が恒常化しており、場合によっては不当なMBOなどが行われる懸念がある。この場合、公開買い付け価格などを決定する場合に、経営陣と少数株主の間で、利益相反関係が存在することは否定しがたい。この点で、当社には、独立社外取締役が存在しないことが、懸念材料としてあるため、独立取締役を早期に選任することが求められる。また株主提案による候補は、「伊藤レポート」において、「取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである」とされている実務に、従前より他の上場企業で、国際的投資家に対して、熱心に取り組んできた人物であり、独立取締役としての十分な資質と能力を備えていると考えられる。

取締役候補 江間賢二（昭和22年11月8日生まれ）

経歴 昭和45年3月 保谷硝子入社、平成5年6月 HOYA株式会社取締役企画管理・経理・購買担当、平成9年6月同社常務取締役戦略企画・財務担当、平成12年6月同社専務取締役コーポレートファイナンス担当、平成13年6月同社専務取締役CFO、平成15年6月同社取締役、執行役最高財務責任者、平成15年7月HOYA HOLDINGS N.V. 社長、平成19年1月HOYA株式会社オランダ支店 Executive Officer Chief Financial就任。平成25年6月に全役職から退任。なお、江間氏の取締役在任中に、HOYA株式会社の株価は約5倍近い伸びを示している。

【第8号議案に対する当社取締役会の意見】

当社より提案させていただいている2名の独立社外取締役候補者は、東京証券取引所が定める独立基準を満たしており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を十分に果たしてくれると考えております。

また、取締役候補者に関する議案をご承認いただいた後の体制が、当社にとって最も適切でありかつ十分な体制であると考えており、**本提案に反対**いたしません。

第9号議案 定款一部変更の件（「伊藤レポート」株主資本利益率8%目標への対応に関する情報開示）

議案の要領 「経済産業省「伊藤レポート」で定められた株主資本利益率（ROE）目標への対応について、当社の方針を開示しなくてはならない。」という条項を定款に規定する。

提案の理由 第二次安倍政権成立以降、経済産業省による「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（座長：伊藤邦雄 一橋大学大学院商学研究科教授）による「伊藤レポート」のなかで、国際的な投資家が日本企業に対して求めている株主資本利益率（ROE）として、8%を最低限の目標として提示したことは、近年の日本の資本市場において、画期的な出来事であり、上場企業の目指す資本コストの概念が明確化、規範化されたことの意味は大きい。当社のROEは、依然として十分な水準に達していないが、適切な戦略の立案と、経営陣の努力によって、早期（2年程度）に8%以上を達成するべきであり、そのために、会社としてどのような経営戦略をとるべきか、資本政策をとるべきかについて、当社においても、より建設的な情報開示と、株主との適切な対話が行われることが望ましい。

【第9号議案に対する当社取締役会の意見】

会社定款は、会社の基本的な方針を定めるものであり、定款で個別の事象に関する規定を設けることは、適切ではないと考えており、**本提案に反対**いたします。

ただし、当面の目標としてROE 5%達成を目指してまいります。

第10号議案 定款一部変更の件（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）

議案の要領 「取締役報酬と当社の株式価値との連動性についての特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由 第二次安倍政権以降、日本の資本市場を活性化するために、「コーポレートガバナンスコード」などの施策がなされたが、一つ自覚がされていないのは、日本の経営者報酬のあり方である。特に海外の機関投資家からは、日本の経営者報酬の問題点として、業績や株価動向との連動性が低いこと、経営陣の自社株保有比率が低いことが指摘されており、年収の3倍程度の株式保有や、株式報酬などが推奨され、議論されているところである。当社においても、依然として経営者の自社株保有が足りないことを提案者らも指摘しているが、改善の度合いは不十分であるので、特別委員会の設置を求める。本来、株主は経営者とは、プリンシパルとエージェントの関係にあるが、一般に代理人と依頼者の利益相反は、代理人が株主たる利害となるべく一致した報酬体系になることによって、軽減させることができるとされ、提案者も経営者が自社株を年収の3倍程度保有することを推奨したい。

【第10号議案に対する当社取締役会の意見】

会社定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、定款で個別の事象に関する委員会の設置を規定することは、適切ではないと考えております。

当社の役員報酬は、業績への貢献度に応じて支給基準を決定しており、また、役員持株会等を通じた当社株式の保有により、企業価値の向上を意識した経営を促していることから、提案にあるような特別調査委員会を設置する必要はないと考えており、**本提案に反対いたします。**

第11号議案 定款一部変更の件（1株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続した場合の情報開示）

議案の要領 「一株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続する場合には、かかる現状が異常事態であるということと、その抜本的解決のための解決策について、株主に開示しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由 当社はそもそも、一株あたり純資産を大幅に下回る株価が恒常化しているが、これは解散価値よりも株価が低いということであり、そもそも恥ずかしいことだと考えるべきである。これが米国であれば、即刻、敵対的買収の対象になるであろう。もっとも配当性向は株価に対して他社と比べて低いわけではないが、いまだに1株あたり純資産を大幅に下回る1,700円台と株価が低迷しているのは、当社の資本政策や経営政策が、いまだに資本市場から評価されていない結果である。このような現状には、抜本的な解決案を株主と話し合う必要が本来はあるというべきであり、少なくとも、当株主総会から6ヶ月以内に株価が一株あたり純資産を上回る水準に達しない場合には、株主に対する説明義務を、経営陣や取締役会に負わすべきである。

【第11号議案に対する当社取締役会の意見】

会社定款は、会社の基本的な方針を定めるものであり、定款で将来の不確定な事象に関する規定を設けることは、適切ではないため、**本提案に反対**いたします。

なお、ここ1年の当社株価は1,700円～2,200円台を推移しております。

第12号議案 定款一部変更の件（株主との対話に関する規定）

議案の要領 「当社は、株主との対話に関する規定を設け、株主に開示しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由 第二次安倍政権になり、「コーポレートガバナンスコード」や「ステュワートシップコード」が制定され、上場企業の経営者や取締役は、株主と中長期的な株式価値の増加を目指した建設的な話し合いを行なう社会的責務について、明文化され、国際的な投資家からも注目されるようになった。ところが当社も含め、株主と経営陣または取締役が面談し、中長期的な株式価値向上策について議論する機会は、事実上決算説明会の数時間と定時株主総会に限られており、このような現状は、日本の資本市場を国際的な投資家からも魅力的なものにするという国策にも反する。かかる現状は、資本効率が8%には及ばず悪いこと、一株純資産を下回る株価が恒常化している当社の現状と照らし合わせて、問題とみなさざるを得ず、当社の中長期的な株式価値の最大化を実現するため、株主と経営陣または取締役との対話の規定を設け、株主に開示すべきである。

【第12号議案に対する当社取締役会の意見】

株主総会、株主懇談会及び決算説明会以外にも当社は機関投資家等との個別ミーティングの機会を設けており、可能な範囲で株主との対話に努めております。また、その際頂いた意見は、貴重な参考意見として拝聴しており、定款に規定する必要はないと考えており、**本提案に反対いたします。**

第13号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

議案の要領 「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由 最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けられるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役が人事権等を持つコーポレート企画室幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、執行役から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンドブック [レベルⅡ]』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である

【第13号議案に対する当社取締役会の意見】

取締役会議長と最高経営責任者の分離ですが、企業が置かれたビジネス環境、また最高経営責任者の力量などによってどちらの方が企業価値向上が図れるかはケースバイケースであり、当社においては、取締役社長の兼任が最適であると考えており、**本提案に反対**いたします。

第14号議案 稲津雅弘取締役解任の件

議題の要領 稲津雅弘取締役を解任する。

提案の理由 当社では、実質親会社の豊田通商専務や執行役員、合わせて2名を非常勤取締役としただけでなく、豊田通商と密接な関係のあるトヨタグループそのものである、トヨタテクニカルディベロップメント株式会社専務取締役の稲津雅弘氏を社外取締役候補とし、稲津氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定するという、第二次安倍政権以降の企業統治強化の流れに真っ向から反する脱法的行為を行っている。トヨタグループの商社で、トヨタグループの役員が「独立役員」というのは、官邸が主導する企業統治強化の方針に真っ向から逆らう脱法的行為であり、仮に当社で親会社らによる株式全部取得などの事態が発生した場合には、少数株主を保護する意志を持った取締役が実質的にいないことを意味する。こういった観点から、稲津氏の独立取締役としての資質は疑わしいと言わざるを得ず、解任が適当である。

なお、提案者らは、以下の議案を、修正議案として提出する。

会社側の取締役選任議案に稲津雅弘氏が再任候補として含まれていた場合、稲津取締役の再任への反対・修正提案

議案の要領 稲津雅弘氏を取締役に選任せず、江間賢二氏を代替りの取締役とする。

提案の理由 提案理由、取締役候補の略歴などは、第14号議案、第8号議案を参照。

【第14号議案に対する当社取締役会の意見】

稲津雅弘氏の選任に際して、事前に東京証券取引所へ独立役員の要件について確認しております。また、同氏は経営及び自動車技術、業界における深い知見を有しており、当社の企業価値向上に非常に有益な人物であると考えており、本提案に反対いたします。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

